

日本におけるララ物資配分体制の構築過程

—1946（昭和21）年の配分開始期に焦点をあてて—

○ 立教大学 西田恵子（会員番号1970）

キーワード：ララ物資 配分 厚生省

1. 研究目的

第2次世界大戦後、日本へ送られたララ物資の意義について社会福祉の領域で明らかにすることが研究全体の目的である。ララ物資とは、第2次世界大戦後、戦災国である日本にアメリカの民間団体 Licensed Agencies for Relief in Asia（アジア救援公認団体、通称 LARA、以下「LARA」という。）が1946年11月から1952年6月にかけて送った救援物資のことである。既存の様々な社会システムが崩壊した戦後混乱期、戦中戦前からの要援護者は一層厳しい状況に置かれるとともに、終戦によってあらたに生存、生活に困難を来した者が加わり、救済を要する層は拡大した。しかし社会福祉の諸制度は未整備であり、公的な保障もいきわたらない状況が続いていた。そこに以前から海外の救援活動を行っていた民間組織によって救援物資が届けられ、厚生省を窓口として全国で配分が行われることとなった。全期間で計458船により、食糧・衣服・医薬品・靴・石鹼・布地・綿など総量約3,300万ポンド（約15,000トン）、当時の金額にして1,100万ドル（日本円で400億円）に相当する量である。配分先は児童施設、老人収容施設、結核・癩施療施設（当時の名称を用いる）をはじめ、ミルク・ステーション、戦災者引揚寮、病院など施設が多くを占め、配分対象となった施設の数は約5,500にのぼる。GHQ、日本政府が関わり進められた大規模なこの救援活動についての文献はそれほど多くはない。1952年に厚生省がまとめた『ララ記念誌』が長いこと唯一まとまった文献であった。そこに新たな知見を加えたのが、多々良紀夫が全国社会福祉協議会の依頼を受けてアメリカで行った調査をもとに1999年に著した『救援物資は太平洋をこえて 戦後日本とララの活動』である。1952年の厚生省の『ララ記念誌』を含め、それまでララの発足経過は不明というのが通説であったが、多々良はACVAFSが母体組織であること、日本への救援活動を行ったLARAは韓国も活動対象としていたこと、LARAはドイツへの救援活動を行ったCRALOGの日本版（アジア版）であることなどを明らかにし、ララ物資の研究に大きな成果を残した。しかし、膨大な物資の配分の実際、救援活動に関わった様々な組織の実際等についての把握及び分析はまだ十分に行われているとはいえない。そこで本研究では、救援物資の配分過程の把握に取り組むこととした。

2. 研究の視点および方法

活動が開始された1946（昭和21）年にまず焦点をあて、配分の運営管理の第一線となった都道府県担当部局と配分施設（社会事業施設等）、都道府県担当部局と厚生省の連絡調整の状況を把握する。

日本国内の公文書館等で閲覧、収集した資料を読解、検討する。検討に際しては、これまでに行ったアメリカ、ドイツ、韓国での調査の成果を適宜、活用する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。文献、資料の引用にあたっては出典を明らかにする。研究の過程で証言を得る際には、協力者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないように十分な配慮を行っている。

4. 研究結果

SCAPがLARA代表をアメリカから日本へ派遣することを許可したのは1946年6月1日で、M. J. マキロップが6月19日、E. B. ローズが6月20日に来日した（多々良）。二人は翌日の6月21日に厚生省社会局長である葛西嘉資に電話の上、訪問し、救援物資の提供を申し出る（厚生省）。同年8月30日、SCAPIN1169「ララ救援物資受領並配分に関する連合軍最高司令官総司令部の日本帝国政府に対する覚書」が示され、厚生省は9月20日にその回答として一般計画書を提出する。そして同年11月30日に横浜港へ第1船が、翌年1947年1月9日に第2船が入港するのである。この動きを背景として、たとえば京都府の場合、11月21日に厚生省から「本月二十八日午後一時麴町丸ノ内二丁目中十三号館内ララ救援物資中央委員会事務所於てララ救援物資配分事務打合せ開催するにつき主務課長を出席せられたい 社会局長」という電報を受け取り、担当者を派遣している。11月30日付の社会課長Hと地方事務官Sの連名による復命書が民生部長、係長の回覧をもってK知事宛に提出され、そこには「受領団体に関する事項」、「配分の対象に関する事項」、「割当量に関する事項」、「貯蔵に関する事項」、「輸送に関する事項」、「警備に関する事項」、「報告に関する事項」、「経費に関する事項」、「地方別打合せに関する事項」が記されている。そしてSは12月3日付で12月9日に京都府における「ララ救援物資配分に関する打合せ」を開催する起案を作成している。午前に協力者との打ち合わせを、午後に受領施設を対象としているが、午前の出席者はララ代表の一人であるG. E. バット、厚生省曾我事務官、軍政部、二条駅、合同運送、三井物産、行政警察課、行政公安課、民生部長、社会課長、係官である。午後の出席者のメモには施設、救護所、病院の名称が連なっている。厚生省が示した受領書の様式は、配分が始まると各施設が必要事項を書き込み提出した。受領書には受領物品の表に続き、「左記物品ララの目的により生活困窮者の救済用に供し不正配分横流し等は絶対に為さざることを条件として正に受領仕候」と記されていた。

5. 考察

かつてLARAを代表した三人のうち一人であったE. B. ローズは第2次世界大戦後の救援活動について、日本におけるそれが最もうまくいったと評した。公文書館等で収集した資料を見るかぎり1946年の厚生省と都道府県、都道府県と各施設との間で進められたララ物資の配分と受領は、ララ中央委員会が示した物資の配分と受領に係る指示を遵守し、的確に実施するよう努めている様子がうかがえる。配分された食料に腐敗したものがあれば、その量を報告するなどはその現われのひとつであろう。戦後混乱期の危機的状況から脱却できない時期にありながら、このような遂行が可能だった要因は何であったか、また配分過程で不正や問題が無かったのかなど、多面的な把握に努めたい。さらに、受領者側の復命書や日誌などの掘り起こしや把握を通じて、絶対的な困窮状況にある人びとにとってララ物資の配分過程が妥当なものであったかどうかについても検討する必要がある。

[本研究はJSPS 科研費18H00952の助成を受けています。]